第2回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和6年1月15日(月) 午前10時00分~午前11時50分

会 場 小田原市役所 6階602会議室

出席者 委員:吉田委員長、大石副委員長、一條委員、遠藤委員、関田委員、瀬戸委員

ストービー委員、中村委員、二見委員、星野委員、山本委員

市職員:【市民部】早川部長、倉橋副部長

【人権・男女共同参画課】内田課長、町山係長、大澤主任

【職員課】藤間担当課長

欠席者 山岸委員

傍聴者 0人

会議概要

1 開会

事務局【町山係長】	定刻となりましたので、ただいまから、第2回小田原市人権施策推
	進委員会を開催させていただきます。
	本日の委員会の出席委員は11名でございます。
	委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますの
	で、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者
	は、ございません。
	本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにお
	いて公開されますので、ご了承ください。
	それでは、次に資料の確認をさせていただきます。
	(別紙 配布資料一覧を読み上げて確認)
	資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知ら
	せください。
	(委員 配付資料過不足なし)
	よろしいでしょうか。
	会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第
	5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。
	吉田委員長、よろしくお願いします。
吉田委員長	明けましておめでとうございます。お寒い中、来ていただきありが
	とうございます。ただ、年初からいろいろとありましたので、盛大に
	お祝いすることはできない年明けとありましたが、今年も良い議論が
	できますようにご協力をお願いします。

2 議題

(4) その他

吉田委員長

それでは、議事進行を務めさせていただきます。

予定していた議題(1)に入る前に、先に議題(4)「その他」として、昨年末に新聞等で報道されました小田原市のハラスメントに係る報道内容について、本委員会の中で取り上げたいと思います。事務局と事前に打ち合わせをさせていただいた時に、人権施策の推進の観点から本委員会としても憂慮すべき内容であることから、委員会の中で説明してほしいとお願いしたものです。

大きな事件がありますと、この委員会の中で取り上げ、事情を聞いたり、質問をしたりしています。この案件を含めたハラスメントに係る取組についても後日報告を受けて、委員会の中で評価する場面があるかと思いますので、まずはここで基礎的な情報として聞きおくこととします。

本日は、小田原市からこれまでの経過や今後の対応等についてのご 説明を願うわけですが、それに当たり担当課長様にもご出席いただき ました。それでは、担当課長様から今回の報道内容等について説明を お願いします。

藤間担当課長

今回はいろいろとお騒がせをして申し訳ございません。

私は、ハラスメント対策担当課長を命じられました藤間と申します。 よろしくお願いします。

始めに、ハラスメントの処分案件の話からさせていただきます。被 処分者と書かれているA4サイズの資料でございます。

今回、案件が2件ありまして昨年の11月に処分を行いました。1つは消防の案件です。こちらは令和3年3月のことで、後輩職員の消防学校の入校にあたり、希望者に任意で実施している散髪を強要し、その状況を携帯電話で写真などを撮り、他の職員に送信するなどの行為を行ったというハラスメントが起こりました。それで処分された訳ですが、消防学校では、通常、入校の際に髪の毛をかなり短く整えることとなっています。それに準じて、皆さん散髪をしていく訳ですが、中には、先輩職員に切って欲しいという話もあり、そういった慣例の中で行った時に、被害者本人はそういうことをされた事に本意でなかったというものです。写真を撮って送ったということも含め、加害者はふざけているという感覚であったかも知れませんが、被害者としては過度な精神的苦痛があったので処分を行いました。

2件目については、上下水道局の職員です。令和2年ということで、前の部署の建設部所属時に、同じ所属の職員に威圧的な発言を繰り返すとともに、通りすがりに舌打ちを行ったということと、複数の職員に対して恫喝するような叱責を行い、精神的な苦痛を与えたということで、処分されています。指示や指導という中で行っているものです

が、そのやり方が恫喝、叱責ということで苦痛を与えてしまい、適切 ではなかったとして、ハラスメントに当たるとして処分しました。

こちらが昨年の11月に2件処分を行ったものです。処分案件の説明 は以上となります。

今後の取組などの流れも引き続き説明させていただくことでよろしいですか。

吉田委員長

はい。

藤間担当課長

これらの案件を受け、資料にある「ハラスメントの撲滅に向けた取組」ということで、今後、ハラスメント対策をしっかりと進めていくところです。1月10日の定例記者会見でプレスに発表した資料です。 大きな事として3点ございます。

まず、ハラスメント対策担当課長を新設することです。これは私の 事ですが、通常は職員課長がすべて対応していますが、対策推進を図 るということで、担当課長を置いて責任を明確にしながら組織的な強 化を図るということで、1月1日付で人事発令を行いました。

次にハラスメント撲滅プロジェクトチームの結成ということで、こ れまでのハラスメント対策は職員課主導で進めておりましたが、内部 だけでは収まらない事例が出てきた中で、外部の職員も入れながらハ ラスメント撲滅の仕組みや取組を考えていくチームを結成します。メ ンバーとしては、座長は神奈川県立保健福祉大学大学院の准教授の方 で、専門は精神保健学、社会疫学で、主な研究はメンタルヘルス、職 場のいじめ・パワハラ、ハラスメント等の人間関係のストレスという ことで、正にこういった問題に対して学識のある方となっています。 また、本市のハラスメント対策推進アドバイザーで、今回の案件の前 にハラスメントがあった際も相談をしていた先生で、本市の事情も承 知されていることからお願いしたものです。そして、弁護士の先生で すが、調整を進めており、弁護士会からの回答を待っている状況で、 コンプライアンスの取組に強い方をお願いしています。それと、有識 者ということで、本市のハラスメント相談員として、元県警のハラス メントカウンセラーやハラスメント相談員Ⅱ種の有資格者を持つ方で す。この方は外部からの相談に対する対応窓口を昨年設置しています が、その窓口で相談を受けている方です。それと、市職員です。実際 のところ取組を動かしていくのは市の職員になるかと思いますので、 市職員も含めたこのメンバーでハラスメント撲滅に向けた仕組みを考 えてまいります。

それと、これまでの取組の検証として、どのようなところに問題が あったのか、現場の状況、過去の案件の取扱いなどを検証していきた いと考えています。また、アンケートも状況把握のために必要ですの で、考えていきたいと思います。

設置予定としては、今月末に第1回の会議を開くことで調整しています。

3つ目は、外部相談窓口の設置ということで、この度のハラスメントの報道が出る前に全庁的なアンケートをとっておりました。このアンケートでは現在、過去と区切らずに聞いてしまったということもありまして、いつの時点かが分からないもので、多くの方がハラスメントに対して「見たことがあるよ」といった回答が多く出ていました。それを受けて、まずは現在困っている方を助けなければいけないことから、相談窓口を増設することを考え、正に今日から設置をいたしました。こちらは民間事業者へ委託をしまして、職員が外部の機関へ相談できる仕組みとして、他の企業も含めて受けている会社へお願いをして受けていただきました。今まで、職員課など内部に相談するとなると、いろいろと懸念される方もいるかと思いますが、全く知らない方が相談に応じますので、安心して相談できる状況ができたのではと思います。

いずれにしてもプロジェクトチームについて結成し、動いていくこととなりますが、これから何をしていくのかがポイントとなります。 これから変わっていくことをしっかりと職員へも理解していただきながら進めていかなければならないと思っています。今後の動きとしては以上となります。

吉田委員長

ご意見やご質問などもあるかと思います。

先ほど言及がありましたが、ハラスメントの窓口から相談を受ける 仕組みについて、委員が総替わりしていますので、もう一度ご説明し ておきたいのですが、過去に何回かこの委員会の中で、セクハラの窓 口対応として、相談してからの仕組みについて指摘がありました。そ れが最終的に今回のような形で出てきたのかという印象を受けます。 相談窓口から、結局のところ職員課へいってしまうわけですよね。人 事へ関係があるところへ行ってしまうので、そもそも相談がしにくい という話がありました。

他のところではセクハラの案件があったりすると、表に出て来ない 問題もありまして、たくさん相談があるのに処分がないという状況で す。大学などでも年間1件くらい処分があったりします。

結局、内部的に適切な処理がされる仕組みが、昨今ではどこでもあると思う訳です。ところが小田原市では、それが出来てこなくて、今後どうするかという話ですが、なお職員課が掌握することについては疑念があります。そのようなご質問が出るかは分かりませんが、例えば処分の最終段階に至るまで、担当の方と市長しか知らないような仕

	1
	組みであるとか、そのセクションしか知らないであるとか、そういっ
	た仕組みが必要かと思って指摘をしておいたのですが、プロジェクト
	チームへもそのようにお伝えいただければ良いかと思います。そうい
	うことも踏まえて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
関田委員	組織の話として、ハラスメント対策担当課長は、小田原市の組織の
	どういうところに位置付けられているのですか。市ですから、組織規
	程があって、権限規程があって、その次に職務分掌規程があると思い
	ます。ハラスメント対策担当課長の職務はどのようになっていて、そ
	の責任の範囲は、もしくは権限はどうであるのか。
	ハラスメントの話になりますと、横断的に、それこそ、部長でも処
	分しなければならない立場になると思います。担当課長の権限はどこ
	まであるのでしょうか。ただ、設置したとしか書かれておらず、どの
	ような職務のもとにあるのかが無いので、理解できないです。
藤間担当課長	私も受けた立場ですので、このような形でやりたいというより、こ
	のような形になったという状況ですが、企画部の中に担当課長があり
	ます。形の上では、直下となるのですが、職員課がハラスメントの業
	務を行っています。その部分のハラスメントの関係について権限を受
	けているということです。
関田委員	切り出して行うということですか。
関田委員 藤間担当課長	切り出して行うということですか。 そうです。
藤間担当課長	そうです。
藤間担当課長関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言え
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたというこ
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいで
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。 ですから、もう一度お聞きしますが、分掌規程がどのように直され
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。ですから、もう一度お聞きしますが、分掌規程がどのように直されたのかを私は聞きたいです。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。ですから、もう一度お聞きしますが、分掌規程がどのように直されたのかを私は聞きたいです。 回答としては直されていないということです。
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。ですから、もう一度お聞きしますが、分掌規程がどのように直されたのかを私は聞きたいです。 回答としては直されていないということです。ということは文章化されていないということですね。担当できない
藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員 藤間担当課長 関田委員	そうです。 それは職務分掌が改定されたということですか。 そこまでは出来ておりません。 職務分掌規程が無いのに権限があるとかないとかということは言えないと思うのですが。 職員課としては残っています。職員課の中に組み込まれたということです。 会社の感覚から言うと、「職務分掌を組織としてこう変えます」と。権限を移して、こういう指揮命令でやるぞということがあって組織が成り立つと思います。ただ、名前だけ作りました、やってくださいでは、会社というか、組織としてはNGだと思います。ですから、もう一度お聞きしますが、分掌規程がどのように直されたのかを私は聞きたいです。 回答としては直されていないということです。ということは文章化されていないということですね。担当できないという話ですよね。組織の決め事がないのに出来ないですよね。

藤間担当課長	そのような決まりではなくて・・・。平行線となってしまいますが。	
	それが本気度なんだと思います。言葉はきついですが、部長も含め	
	て処分しなければならないわけですよね。	
藤間担当課長	そうです。	
関田委員	それは権限があるのですか。	
藤間担当課長	処分をするのは委員会の中で行いますので。	
関田委員	それは、処分をするべきだという提案は出せるのですか。意見が出	
	せるのですか。	
藤間担当課長	その提案をしていく形です。	
関田委員	意見として出すということですか。	
藤間担当課長	はい。意見というか。	
関田委員	意見というか、こういう案件で処分を行うべきだというところまで	
	言うということですね。	
藤間担当課長	そうです。	
関田委員	でもそれは分掌規程にはどこにも書いていないわけですよね。	
藤間担当課長	はい。それは職員課の中でこれまでも行っており、位置付けられて	
	おりますので。	
関田委員	今まで通りの事を行っていたから問題があったわけではないです	
	か。組織風土は問題だと思いますので、それを残したまま元のやり方、	
	位置付けで行うというのは結構厳しいかなと正直思います。	
	処分をするとなると、かなりのパワーが必要だと思いますので。な	
	ぜ処分するのですかとなれば、それは当然そういった権限があって、	
	取り決めがあって、服務規程などもあって、それを照らし合わせると、	
	この処分を下すにはどのような手順を踏まなければいけないかが、決	
	まって出来る話かと思います。ですから、うやむやのままで進んでし	
	まうと、担当となった方はとても大変じゃないかと思います。誰も責	
	任を取らないという話になってしまいますし。	
藤間担当課長	これまでも職員課長が責任を取って行ってきました。そこが、担当	
	の課長が専属として行っていくということで、ワンランク上のものを	
	作ったというより、ご批判のとおりかと思いますが、職員課長に代わ	
	って同じようなことを担当課長が行うことで、職員課長自体が他の職	
	務もかなり多いものですから、そこを片手間で行うのは難しいという	
	ことから、ハラスメントに軸足を置いて取り組まなければならないこ	
	とから担当課長を設置したものです。	
関田委員	そうであるならば、当然、職務規程、権限規程がしっかりあるべき	
	だと思います。	
藤間担当課長	職員課の中には入っておりますので、そこで位置付けられておりま	
	す。ですから、私が行う事自体の問題はない訳ですが、もっと上の人	

	が行えば権限は強いので、もっと出来るのでないかとのご批判はある
	と思います。
土の禾島を	2.2 2.7 0
吉田委員長	担当課長へご説明を願っても、今どうかということについてはご説
	明いただけるのでしょうが、ご返答が厳しいところかと思います。結
	局のところ、職員課も処分の対象となりますよね。課長もそうですよ ,
	ね。
藤間担当課長	はい。
吉田委員長	それは誰がその事務を行うわけでしょうか。
藤間担当課長	そういうところは。
吉田委員長	そうですよね、出来ないですよね。
	ですから、やはり組織的に無理があるという指摘があって。
関田委員	処分するところは組織から独立して動いていかないと・・・。どの
	部長の干渉も受けないというくらいでないと、出来ないのではないで
	しょうか。
吉田委員長	結局、どの案件を上げるかということで、そうなると事務方は権限
	が強いですよね。中にはよく分からない申し立てもある中で、どれが
	処分相当であるのかを上げていくわけですが、上げる段階で、上司が
	通常行うことが多いわけじゃないですか。そうなると、各部の部長は
	対象でありますから、違うセクションでなければいけないわけですが。
	他の組織などをご覧いただいて、おそらくプロジェクトの委員会へ
	組織の見直しを言わないと意見が上がらないのではないかと思いま
	す。ご返答を迫っても仕方がない訳ですが、どこが問題かということ
	は。
関田委員	きつい仕事だと思うので、これを権限もないのにやれというのは厳
	しいと思いますよ。
吉田委員長	それは厳しいですよ。
	プロジェクトチームへのご提案ということで。
関田委員	仕事のやり方だと思うんですよ。一件ずつ案件を全部行っていくこ
	とが決められているのであればそうでしょうし、そうではなくて市役
	所内の組織風土を含めて、色々なことを洗い出すためのチームだから、
	一件ずつ案件を見ていく場ではないとか。
吉田委員長	今、任されている仕事は、11月の時の案件への対応だったのですか。
藤間担当課長	いえ、それはこれからの組織づくり…。
吉田委員長	組織づくりですか。そしたら事務方なので、おそらくプロジェクト
	チームへのご提案ということでどうでしょうか。
関田委員	部署としてやるべき範囲がここまでで、やる事がしっかり示されな
	いと何をする人たちなのかと。イメージ的には一件一件のハラスメン
	トについて白黒をつける人ですか。
	いとうなって自然をうける人ですが。

藤間担当課長	いえ、そうではないです。
関田委員	そうではないのであれば、そういう話なので。
星野委員	今の話に関連していることですが、自分が被害を受けた時に何がハ
	ラスメントに当たるかを知らないと被害届を出せないと思いますの
	で、そこをしっかりと定義付けしていただくことが良いかと思います。
	セクシュアルマイノリティの関係で言いますと、性的指向や性自認
	に関する嫌がらせ、これがハラスメントに当たるとして平成31年から
	入っています。ただ、このことが一般の人にはなかなか知られていま
	せんので、そういったハラスメントがあるということをしっかり周知
	していただくことが大事かと思います。定義付けですね。
吉田委員長	それは、おそらくプロジェクトチームの中で専門の方がおられるの
	かなと思います。確認していただくということでお願いします。
	質問があるのですが、プロジェクトチームに市職員と書いてあるの
	はどのような方を念頭に置いていますか。
藤間担当課長	組織を管理し、ハラスメント対応の最前線に立っている副部長級の
	職員数名を想定しています。
吉田委員長	ここに管理職ではない方は入らないのでしょうか。
藤間担当課長	検討したのですが、やはり管理職以外の意見を吸い上げなければい
	けないという事が課題としてありまして、そこは別のところで吸い上
	げた意見をそこに持ってくる形が良いのではないかと。
吉田委員長	難しいですが、意見を言えるような立場の管理職ではない方を入れ
	られるほうが良いのではないですか。組合はありますか。
藤間担当課長	組合について、地方公務員法の職員団体としての組合は無いです。
吉田委員長	無いのですね。
藤間担当課長	組合があればやりやすいと思いますが。
吉田委員長	それもあがってこない一因なのかもしれませんね。しかし、管理職
	の方ばかりでは、視線というか目線というか、信用できるものでしょ
	うか。そもそもプロジェクトチーム自体のクオリティが問われそうで
	すが。
大石副委員長	この話を聞いて、私自身、人権施策推進委員をしながらこのような
	大きな問題が長い間起こっていたとことが非常にショックでした。そ
	して、そういうことも知らないまま業務をしていたことにもショック
	でした。
	それから、事件について相談したけれど解決しなかったと答えた人
	が 149 人いるとか、諦めてしまっている状況が職場の中にありますよ
	ね。或いは職員の4割が療養休暇に入ったと言う話を聞いて、人権の
	問題を進めて行こうとしている足元でずっと起こっていた。そして放
	置されていたことは非常に問題であると思います。

	T
	ですから、そのためにどうしなければいけないのかを考えた時に、
	先ほどから話に出ていますが、完全に市から独立した委員会等を作ら
	なければ駄目だと思います。全く違った権限の中で進めていく。そう
	しないと被害を受けた人がアンケートに書いても、名前がないとどこ
	で起こっているか分からないから重きを持って扱われない。名前を書
	くと職員課へ情報が入ってしまい、見られてしまう。そういうことを
	案じると躊躇してしまうと思います。必ず起こると思いますので、完
	全にそういうことをなくすための独立機関を作り、市と対等の立場の
	中で動いていくようにしないと、この問題は解決しないと思います。
	この間、日航機の事故がありましたが、事故の責任を問うことをし
	ないわけです。責任を恐れて言うべきことを言わなくなってしまうの
	で、調査委員会などで責任は問わない。問題は事故を起こした原因を
	どうやって追及するか、徹底した論理があるわけですよ。そのように
	もっていかないと、このような事件が起きて、何年も続いていて、こ
	れだけ訴えても解決しないという問題は、完全に別組織を作り、対等
	な立場の中で議論していく。そういう仕組みに変えなければいけない
	と思います。
藤間担当課長	おっしゃる通りだと思います。プロジェクトチームのほうで協議し
	ていく案件であると思っていますので、確認を取りながら進めてまい
	ります。
ストービー委員	建設部にいて処分された後、上下水道局へ異動したということです
	が、そこでも同じようなパワハラが起きて職員の4割が療養休暇をと
	っていたということが、2021 年に起きていたということですが、職員
	の4割というと業務に支障が出るレベルだと思います。業務に支障が
	出るということは、市民の方に対してのサービスの質が低下すると思
	出るということは、市民の方に対してのサービスの質が低下すると思います。
	います。
	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてという
	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてという ことですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向け
藤間担当課長	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてという ことですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向け ての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直
藤間担当課長	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてという ことですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向け ての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直 していく考えなのでしょうか。
藤間担当課長	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてということですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向けての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直していく考えなのでしょうか。 そうですね。そこも含めてだと思います。ただ、具体的に何をやる
藤間担当課長中村委員	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてということですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向けての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直していく考えなのでしょうか。 そうですね。そこも含めてだと思います。ただ、具体的に何をやるかというところまではまだ見えていません。研修であるのか、管理し
	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてということですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向けての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直していく考えなのでしょうか。 そうですね。そこも含めてだと思います。ただ、具体的に何をやるかというところまではまだ見えていません。研修であるのか、管理して見ていくのか、再発が無いようにすることが大切だと思っています。
	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてということですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向けての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直していく考えなのでしょうか。 そうですね。そこも含めてだと思います。ただ、具体的に何をやるかというところまではまだ見えていません。研修であるのか、管理して見ていくのか、再発が無いようにすることが大切だと思っています。外部相談窓口について質問しますが、本市の職員へのストレスチェ
	います。 それで、確認したかったのが、ハラスメントの撲滅に向けてということですが、一度、処分が確定し、異動した後などで、加害者に向けての研修などについても踏み込んで、このプロジェクトチームは見直していく考えなのでしょうか。 そうですね。そこも含めてだと思います。ただ、具体的に何をやるかというところまではまだ見えていません。研修であるのか、管理して見ていくのか、再発が無いようにすることが大切だと思っています。 外部相談窓口について質問しますが、本市の職員へのストレスチェックの受託会社ということで、私も市内の学校ですので、私もストレ

	迅速な対応が可能であるかが気になりましたので、質問しました。
—————————— 藤間担当課長	この会社のストレスチェックと相談窓口の動きについては連動して
	いません。相談窓口としては迅速な対応として、話を受けた時に必要
	な対応をするということとなっています。そこでしばらく待つという
	ことではなくて、迅速に対応していきますので、その心配はないと思
	います。
	ストレスチェックについて自分の状況確認としては早いほうが良い
	ですが、おそらく人数が多く、業務のボリュームがあるので遅くなっ
	ているのかとは思いますが、いずれにせよ早く行ったほうが良い事項
	であるとは思います。
	今、ストレスチェックの話が出ましたが、管理者の視点で話します
	と、個々の人の情報について本当に突っ込んだことは見聞き出来ない
	訳です。ただ、管理者に対して聞かなければいけないのは、部署に問
	題があるかがあぶり出されてきますので、そうなると、管理者として
	しっかり管理しなさいという話が来る訳です。特定の部署にいる職員
	のストレスが異常に高いと、管理者としてしっかりチェックしなさい
	となる訳です。そう言われると、これが原因かなということが分かり
	ます。それで、対応として、このようにしようとか動き出します。そ
	ういうことをしていれば、部署ごとで問題があぶり出されていくのか
	なと思います。そこは、会社との連動が上手くいくと、全体の問題が
	見えたりするかもしれませんね。
ストービー委員	令和2年と令和3年に起こったことの処分が令和5年というのは、
	これはこの程度時間がかかるものですか。
藤間担当課長	時間がかかっていると思います。
	聞き取りが多かったことと、上下水道局の案件についてはハラスメ
	ントを受けたという人が一人ではなく、また、パワハラについて本市
	で初めての処分案件ということもあり、そこの慎重さはあったのかと
	思います。
吉田委員長	ただ、ちょっと時間がかかり過ぎてると思います。
藤間担当課長	そのご批判はあると思いますし、改善しなければならないと感じて
	います。
吉田委員長	質問したいのですが、セクハラの対処規程には相談を受けてから何
	日以内にというものはありますか。
藤間担当課長	そこまでは無かったと思います。
吉田委員長	例えば、委員会の開催までにどのくらいというような、目安はあり
	ますか。
藤間担当課長	すべて確認できている訳ではありませんが、私の記憶の中では無か
	ったような気がします。

吉田委員長	案件によって聞き取りが多いこともあると思いますが、タイムラグ
	が生じる事情が何も無い時にあまり長くならないように設ける方が
	…。というのは、年齢が高い方ですと、処分を避けるために退職を待
	ってしまうようなこともありますよね。そういうこともありますので、
	色々な視点でスピード感を持って進むようにしないと、永遠に問題の
	かたが付かないと思います。
	それと、業者の方へも規程があれば、いつまでにあげてくださいと
	言える訳ですよね。可及的速やかにということでしょうが、業者が相
	談を受けてから何日以内でくださいとか、その週のうちにくださいと
	か、そういうことを言っておかないとあがってきませんよね。規程に
	ないと言いにくいと思います。
大石副委員長	業者は相談を受けてから、直接面談をするとか、どのような流れで
	動いていくのですか。
藤間担当課長	相談を受けますと、まず、そこで健康上の話であるとか、違う案件
	であれば、例えば保健室であったり、ストレス用の相談窓口もありま
	すので他の窓口を案内します。ハラスメントの内容であれば、職員課
	へ情報は届きます。ただ、そこは、本人が職員課との対応を望まない
	と、職員課へはあがってきません。そこには本人の気持ちの中でハー
	ドルがあると思います。
大石副委員長	外部相談窓口といっても、完全に独立していないと、相談したら職
	員課へ情報が届いてしまう。自分を明らかにしないと、問題があって
	もないことになってしまう。
藤間担当課長	今の仕組みは職員課が軸となっていますので、いずれにせよそこに
	情報が集約されてしまいます。職員課から離れて相談したい方のため
	に外部相談をやったほうが良いと言われているわけですが、確かにそ
	こで本人から職員課への相談はやめて欲しいという話があると進まな
	い状況になります。
大石副委員長	その仕組みを変えないと駄目ですよね。ハラスメントが実際起きて
	いるところでは、たぶん怖いと思うんです。周りの人であっても。見
	て知っていて、それでも怖いから、言わなければいけなくても言えな
	いんですよ。だから、皆が知っていても何年も続いてしまう訳です。
	それを変えていくのであれば、仕組みそのものから変えないと、折角
	言ったけど、「こういうことを言うのはあいつしかいない」と思われて
	しまう。そうすると、絶対そんなところに相談なんてしないじゃない
	ですか。
吉田委員長	それどころか、名前も分かっていますからね。
ストービー委員	処分は綱紀粛正委員会のようなものがあって、そこで処分を決定す
	る訳ですよね。それで、そこにあげる意見というのは、職員課を通し

	てでないとあがって来ないということですよね。
└───── │藤間担当課長	処分をする前に、それがハラスメントかどうかという認定作業があ
	ります。
ストービー委員	それは職員課で行うんですよね。
藤間担当課長	そうです。職員課が音頭をとって組織の委員会で行います。
ストービー委員	ということは、やはり相談したら情報が職員課にいって、職員課が
	処分の対象かどうかを委ねると。処分するための組織にあげるにはや
	はり通らなければいけないということですよね。
藤間担当課長	そうですね。
吉田委員長	大学では学長直属の部署であったり、学部もいくつかあると、先生
	も出るが職員も出たりしています。それで、相談員の方も先生と職員
	の二手に設けてありまして、話しやすいほうに話していいですとか、
	他学部の方へ相談しても良いとか、いろいろと相談できるルートが考
	えられています。
	なぜ、職員課へいってしまうのか、人事にはいかないでしょうと思
	うのですが。会社だとどうでしょうかね。
関田委員	規模にもよりますが、直属の長なども知らず、トップにダイレクト
	に話が入ります。投書箱のような物があって、その鍵もトップしか持
	っていません。トップが直接話をしたりします。
	法人ですから会社運営として役員がいますので、案件について役員
	の中で話して、そのうえで、どのような手順で進めていこうかと…。
吉田委員長	どういう風に立てつけがされているかをいろいろなところで聞くほ
	うが良いと思いますが、おそらくトップ直属の部署で他所の干渉が無
	いポジションを作ってやるしかないと思います。
関田委員	そうは言っても、双方向の意見があるので、加害者にも言い分があ
	って…。
古田委員長	そうですね。ですから、委員会を作って、そこで協議してもらうと
	か。調べてみたら違うかもということで、その手前で落ちる案件もあ
	ると思いますが。
関田委員 	実際、何百件となると、これを一人ではやりきれないということも
	あると思いますが。ただ、私の感覚としては、年に何回もある案件で
+	はないと思うんですよね。
吉田委員長 	戒告までとなる案件というのは稀ですよね。 ************************************
	だから、途中で調定とか話し合いで終わったりとか、今後しないなりによるまた。これを表れて知れることになっていることはないます。
明四千旦	どと念書をして終わることとか、そういうこともありますので。
関田委員 	間に何人もいれるよりは、責任を負うのでトップに言ってください
·니·★중문	という…。
山本委員	委員長がおっしゃるように、会社の組織についてはいろいろなとこ

ろに聞いていただければ良いと思います。	民間ではもっと厳しく外部
で必ず行っていたりすると思いますので。	
ある会社では、副社長直轄でコンプライ	アンスの対応をする部署が
あり、その配下に人事部長などがいて、コ	ンプライアンスの部署で人
事部長も処分できるという状況です。そし	て、スピードが大切ですか
ら、例えばセクハラの通報があった時は、	二次被害を防ぐために加害
者と思われる社員に対して、事実が確認さ	れるまで出社させない対応
をするそうです。	
いずれにせよ、通報をした者が誰かが特別	定されるのは良くないので、
スピードと加害者と被害者の接触を謝絶し	て被害者をいかに守るかが
大切です。	
遠藤委員 小さな規模ですと、申し出がしづらい状	況があるかと今の話を聞い
て思いましたので、一人一人にどのように	寄り添っていけば良いかを
感じたところです。小さな会社ですと、ハ	ラスメントをしている者が
特定されてしまったり、申し出をすること	で仕返しを受けてしまうこ
ともあるのかと思います。そういったこと	を踏まえて、今後、市の対
応を参考にしながら取り組んでいきたいと	めて感じました。
瀬戸委員 トップに厳しい判断が出来る人がいれば	、少し収まるように思いま
すが、自身の昇進であるとか、今後の進ん	でいく道がある中でハラス
メントのことを言えないのではないかと思い	います。三権分立のように、
違う組織が、あそこに相談したら良いとい	った、強い組織があると収
まるように思います。	
もう少し組織を変えていかないといけない	ハと思います。
吉田委員長 完全に外部組織というのは無理であって、	組織の中のことですので、
結局はトップとその直属の人という感じで	、それに外部委員を入れる
ような形になるのでしょうが、話が人事部	門を通るということはない
でしょうね。	
そもそも組織を改編しないといけないの	ではないかという意見が委
員会で出たということで伝えていただくよ	うお願いします。
藤間担当課長 承知しました。	
吉田委員長 プロジェクトチームへ本委員会で出た意	見を伝えていただいて。そ
れと、組織の件については企業でいろいろな	なやり方をしていますので、
そもそも外部へ出ることや訴訟になること	を避けようと思うと、いく
らトップの方で立場があるといっても客観	的な判断があると思うんで
すよね。ですから、内部処理をいかに行う	かが小田原市の課題である
と思いますので、よろしくお伝えください。	
皆さんよろしいでしょうか、このあたりつ	で次の議題へ移っても。
吉田委員長 では、担当課長は他の公務のため、これで	で退席されるとのことです。

ありがとうございました。

(1) 第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について

吉田委員長

それでは議題(1)「第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」事務局から説明をお願いします。

事務局【大澤主任】

議題の説明に入る前に、第1回の委員会後に委員の方々から、市が 目指していく全体的なビジョンが見えると良いとのお話しをいただき ました。ですから、はじめにその部分についてお話しさせていただき たいと思います。

人権施策の評価のことについて、前回お話しをさせていただきましたが、人権に係る自分たちの取組を評価、検証していくプロセスを通して、市民の皆さんに小田原市の人権施策について伝えていく、関心を持っていただくことにつなげていきたいと考えています。市がどのようなところに力を入れていくのか、また、市が頑張っている取組を理解していただき、安心してもらう、誇りに思ってもらう、そこから、人権尊重の機運を高めていき、人権が保障されたまちづくりを皆で目指していく、そういった風土を小田原に創っていくことが目指すべき姿ではないかと考えています。

その目指すべき姿に向けたステップとして、人権施策の推進に係る 取組の評価を実施していく、そのように理解していただければと思っ ています。

それでは、議題(1)の内容に戻らせていただき、説明させていた だきます。資料1をご覧ください。

10 月に開催しました第1回の委員会を踏まえ、委員の皆さまからいただいたご意見・ご提案を一覧表として記載しており、それに対する事務局としての考えを示させていただきました。

はじめに、瀬戸委員からは、これから協議をしていく人権施策の推進に係る取組の評価について、様々な立場の方と関わっている委員の皆様、そして事務局で、より良い評価の仕組みを創り上げることができるように話し合いをしていくことへの意見をいただきました。

本市の人権施策推進指針の基本目標の達成に向けて、まずは現状を理解し、何が必要であるのか、全庁的に人権について考え、行動してもらうことが大切であると考えています。評価方法の検討に当たっては委員の皆様の意見をしっかりと受け止めながら進めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

遠藤委員からは、人権施策の計画的な推進に向けて、第1回の委員 会で提示した資料では、市の人権に関する取組に対して指針がどう対

	応しているかが示されていたが、指針で掲げている多様な人権問題に
	どう対応しているかが示されていると分かりやすいとの意見をいただ
	きました。人権問題は様々な問題が複雑に絡みあっていることもある
	中で、関係機関等による連携がどのように対応しているか分かると良
	いとの意見でございました。
	前回の会議資料では、総合計画実行計画に紐づけてどのような人権
	の取組があるかをお示ししました。今回の会議資料では、人権施策推
	進指針から捉えた場合に、どの問題にどのような取組が紐づいている
	のかが分かるように資料を作成しました。取組によっては、他の問題
	にも関連する取組もあることから、それについても整理をしています。
	詳しくは、次の議題の中でお話しいたします。
	また、解決に向けて他部署との連携や各相談窓口での連携の対応な
	ど、個々の具体的な事項については、各所管で連携して対応している
	ところです。所管で各取組の実施結果等を記載してもらう中で、必要
	な機関との連携の状況なども含めて第三者に分かるようにしていきた
	いと考えています。
	以上で、議題(1)について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ただいまの説明に対して委員の皆さまから、ご意見・ご質問等はご
	ざいますか。
	瀬戸委員、どうでしょうか。
瀬戸委員	今日のようなペースで皆さんが意見を出し合って進めていければ良
	いと思いました。
吉田委員長	遠藤委員、いかがでしょうか。
遠藤委員	今の説明で理解したところです。100以上の事業が庁内にある中で、
	いかにして市民が知って、活用していく。そういった啓発というのが
	やはり大事だと思っていますので、それが人権意識を高めていくこと
	にもつながると思います。
吉田委員長	このように沢山ありますと、整理をして示していくことは大変かも
	思いますが、事務局で評価のところが上手く表れるようにお願いしま
	す。
	他にご質問等はありますでしょうか。
※委員からの意見等なし	
	よろしいでしょうか。それでは議題(1)は終わらせていただきま
	す。
	I .

議題(2)人権施策の推進に係る取組状況について

吉田委員長	次に、議題(2)「人権施策の推進に係る取組状況について」事務局
	から説明をお願いします。

事務局【大澤主任】

それでは、議題(2)「人権施策の推進に係る取組状況について」説明させていただきます。資料2をご覧ください。

こちらは、第1回委員会でお配りしました各課の取組内容をベース に、本市の人権施策推進指針の分野別人権問題の体系で分類した資料 です。第1回の資料では、総合計画実行計画に紐づけてどのような取 組をしているのかを記載しておりましたが、今回は分野別に主要施策 の方向として記載した目標ごとに集計しました。表紙では、指針にお ける各分野と施策の方向性の内容を記載し、それにあたる現時点の取 組数を右側に記載しております。2枚目以降は、分類した取組の内容 として、概要、令和4年度の実施結果等を載せています。また、1つ の取組が複数の分野に跨っている場合は、重複掲載と書いてある列に 二重丸の印を付け、さらに参考として一番右側の重複先の列にどの分 野と重複しているのかを示しています。例えば、1ページ目の通し番 号8の取組「災害時の広域避難所運営に向けた検討」では、女性の人 権の他、重複先として2-1、3-5などと書いています。この 2-1は、はじめの数字の2が分野別、後の1が分野別で施策の方向 性の番号となっています。つまり、表紙を見ていただきますと、 2-1は子どもの人権における「多様性の尊重と子どもの権利を大切 にする施策の推進」であることを表しています。

また、分野別ごとに集計した結果として、人権に係る取組として 226個、そのうち206の取組を分野別取組として当てはめ、残り の20個については、その他として各分野には当てはまらない人権全 般的な取組として示しました。その他の内容は資料の19ページ以降に 載せています。

表紙に記載しております、各分野の施策の方向性に紐づく取組数として、女性の人権、子どもの人権、障がい者の人権などで取組数が多い状況です。これは、関わる所管が多いほど、取組数としては必然的に多くなりますが、各分野で社会情勢や求められているニーズの高まりなどが違うこと、限られた予算、人員の中で進めていくため、取組数に差が出てしまうことはあり得ると考えます。取組は大いに越したことはありませんが、大切なことは、掲げる目標に対し、それを達成するために、今取り組んでいることは目的に照らして的を得た取組となっているのか、足りないところは何か、力を注ぐべき取組は何か、そういったことを明らかにしていくことであり、それを組織として理解し、行動に移していくことだと考えます。しかし、今回お示しした取組状況において、取組が無い項目もあることから、その点については、何が取組として今後考えられ、実行できるのかを検討し動いていく必要がございます。

今後の話となりますが、これからの作業として、この資料をベースに各取組について所管で自己評価をしていただくことを考えています。しかしながら、この資料2に記載してある、「このような取組があって、このような事を実施した」という中身だけでは、どのような目的をもってその取組を進めているのか、取組をする上での意義が見えていません。意義が無いと、単に取組をすることが目的となってしまい、施策の改善等につながっていかないことが懸念されます。そのため、自己評価をしてもらう段階では、取組を行う目的などをしっかりと所管で意識してもらいながら、自己評価作業に臨めるように準備をしていきたいと思います。

また、委員の皆様には各所管で実施した自己評価結果が妥当である か確認をしていただくとともに、その後、事務局で分野別ごとに評価 結果を集約し、文章化したものをお示ししようと考えています。

その上で、どのような点について協議していただきたいか、イメージとして申し上げますと、例えば、資料2の3~5ページあたりにかけて記載している、子どもの人権であれば、「多様性の尊重と子どもの権利を大切にする施策の推進」という方向性に対し、災害時の避難所運営について検討していくことや、支援を要する子どもへの理解促進を深める機会を提供していくこと、子どもの社会参画力の育成にあたり世代間等を超えた研修の実施、児童生徒への人権教育の実施などを挙げていますが、子どもの権利とは具体的にどういうことであるか、学校または家庭の中で教えていくべきではないかであるとか、子どもに関する相談業務が複数の課で重複しているから、整理したうえで、こういう悩みに対する相談業務に変えても良いのではないか、といったご意見やご提案を協議できる場を設けていきたいと考えています。

そういった考えで、この資料については、今後活用していきたいと 考えています。

続いて、資料3をご覧ください。

資料3は、人権施策推進指針の第3章「人権施策の推進へ向けて」の中で記載している、3つの柱「人権教育・啓発の推進」「相談・支援の充実」「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」の内容に照らし、資料2で記載した取組の中から該当するものを抜き出し、とりまとめた資料でございます。

指針の第3章は、行政組織全体として人権施策を推進していくため に必要な基本となる施策が記載されています。そして、取組を行う組 織、人としての人権に対する心構えが示される部分であると思います。

取組数としては、135個ございます。先ほど資料2で記載した取組から該当するものを抜き出しとお伝えしましたが、例えば含めなかった

	取組としては、市役所内の窓口のバリアフリー化などがございます。
	委員長、副委員長と事前に打ち合わせをした際には、資料2から資料
	3に抜き出す中で落ちた取組について、どういった取組が落ちている
	のか分析していく必要があるのではないかとのご意見をいただきまし
	た。例えば、その分析結果が今後指針を改定する際にも関わってくる
	かもしれないとの意見でした。また、資料の見方としては、資料2と
	同様に表紙に記載した体系で分類し取組を集約しています。先ほど、
	分野ごとに自己評価結果を集約して文章化したものを委員の皆様へお
	示しするとお伝えしました。この資料3の内容についても文章化して
	お示ししたいと考えています。その上で、委員の皆様には、例えば、
	学校教育の観点でどのような取組をもっと進めていくべきであると
	か、職員に対する教育・啓発の観点ではこういう考えが足りていない
	とか、施策の見直し等につながるご意見・ご提案をいただき協議して
	いくことをイメージしております。
	ここでは現時点として、市では資料に記載してある取組を行ってお
	り、指針の第4章の分野別、そして指針の第3章の基本施策に当ては
	めると、資料2または資料3にある形で分類されるという事実をお示
	ししたものです。今後は、所管による取組の自己評価結果を踏まえ、
	資料2及び資料3の分け方に当てはめ、事務局で分野別で見えた特徴
	や、基本施策において見えた特徴などを考察として加え、委員の皆様
	へ示してまいりたいと考えています。
	以上で、議題(2)について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等はございます
	か。
ストービー委員	資料2の中の学校教育の取組について質問したいのですが、外国籍
	または日本語を母国語としないこどもたちへの教育に関する取組につ
	いて、直接言及している項目が無いように思いました。外国籍の方の
	相談窓口の充実などについては、やさしい日本語で対応するといった
	項目があったのですが、やさしい日本語を学ばなければならないこど
	もたちの学校教育としての取組については実際行われているのでしょ
	うか。
吉田委員長	ただいまのご質問について説明は叶いますでしょうか。それとも、
	一度持ち帰り、担当部局からの回答ということにしましょうか。
事務局【大澤主任】	具体的に個々の取組については、所管に確認させていただき、改め
	て回答させていただきたいと思います。
吉田委員長	そもそも、就学義務が課されている中で、昨年の春だったかと思い
	ますが、文部科学省から未就学の児童がいませんかと校長先生に問い
	合わせがあったということがありました。支援は端緒に就いたという

ところでありまして、一定程度、外国籍のこどもたちがいる、或いは日本国籍であっても学習レベルに達していないという状況があるようですが、おそらく手が回っていないのではないかと思いますが、部局の返答をお待ちしたいと思います。 もし、中村委員でお分かりの事がありましたら。 やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろいろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しということもありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 和が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかれ。 マさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、子算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたらに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。とか出れば良いと思います。 ストービー委員 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように助災の取組を一元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本活ののが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語で内指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように考えていられるかを関きたかったです。 事務局【内田課長】 「次に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇でありますが、所管でも複数言語でリーフレットを配っておりますし、		T
ですが、おそらく手が回っていないのではないかと思いますが、部局の返答をお待ちしたいと思います。 もし、中村委員でお分かりの事がありましたら。 中村委員 やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろいろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しということもありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 本が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが、教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 マさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 本が頂と思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように助災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の質災の連載を始めて、「迷げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。		ところでありまして、一定程度、外国籍のこどもたちがいる、或いは
の返答をお待ちしたいと思います。 もし、中村委員でお分かりの事がありましたら。 中村委員 やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろいろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しということもありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本話を教えられないという話を聞いたのですが、教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると問きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳では、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいいので出ている訳では、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいいで出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。		日本国籍であっても学習レベルに達していないという状況があるよう
中村委員 やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろいろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しということもありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 古田委員長 私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると問きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。やしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 古田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたさっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語で出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではぎのように人間を対している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように人間を対している訳では大いらできている訳では大いらできている訳でしまくとかい、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさとい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。		ですが、おそらく手が回っていないのではないかと思いますが、部局
中村委員 やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろいろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しということもありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 古田委員長 私が間違いであったら中し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると関きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が尽いへ一等りるを申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りると変なことを小田原市ではされて、そういった教育が必要なことを小田原市ではされているのかなと感じました。 古田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を一元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語がらおんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどっように、例えばバンフットー枚にしても分かりやすいいの記を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		の返答をお待ちしたいと思います。
		もし、中村委員でお分かりの事がありましたら。
ともありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出して、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 ストービー委員 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな投災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地底があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。	中村委員	やはり外国籍のこどもたちは増えています。学校によってもいろい
で、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化やマナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元且に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		ろと違いますが、こどもは話せるけれども保護者はもう少しというこ
マナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているというのが現状としてあります。 ***********************************		ともありますし、いろいろな状況が考えられます。学校では取り出し
古田委員長 私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、子算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 おと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。		て、指導員のような方が派遣されるわけですが、そこで日本の文化や
 ★記の表しいであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇 		マナーなどの指導を、その子に合った形で話をしてくれているという
教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えることに対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 古田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように表している場では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		のが現状としてあります。
に対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わるかもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一校にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇	吉田委員長	私が間違いであったら申し訳ないのですが、指導員の方は日本語を
かもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。		教えられないという話を聞いたのですが。教員でない人が教えること
ストービー委員 やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばバンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		に対して文部科学省で難色を示していると聞きますので。今後変わる
を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		かもしれませんが、相談には乗ってくれるということですかね。
が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこどもたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇	ストービー委員	やさしい日本語で教育していくという観点から自治体が県へ補助金
もたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったことを小田原市ではされているのかなと感じました。 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		を申請し、県は国へ申請をして、例えば二分の一が下りるとか、予算
 とを小田原市ではされているのかなと感じました。 ことの、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 ことの方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー校にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇 		が付くと、そこに指導員が派遣されて、そういった教育が必要なこど
 吉田委員長 そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来れば良いと思います。 ストービー委員 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇 		もたちに支援が届く仕組みがあるわけです。ですから、そういったこ
ストービー委員 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		とを小田原市ではされているのかなと感じました。
ストービー委員 あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレットー枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇	吉田委員長	そうしたら、部局へ状況を確認していただいて、次回に返答が出来
の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元 旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というの が国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時 に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での 指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出 している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどの ように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くと か、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい 日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい 形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組につ いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかった です。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		れば良いと思います。
旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というのが国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇	ストービー委員	あと1点あるのですが、同じような話ですが防災の観点から外国籍
が国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		の方、日本語の理解が難しい方に対してどのように防災の取組を…元
に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での 指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出 している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどの ように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くと か、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい 日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい 形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組につ いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかった です。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		旦に大きな震災がありましたが、そもそも、やさしい日本語というの
指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		が国で推進されたきっかけというのは、神戸で大きな地震があった時
している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどのように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		に外国籍の方が日本人と比べて多く亡くなってしまった。日本語での
ように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くとか、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		指示がきちんと理解出来なかったことがきっかけとなり、国が動き出
か、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい 日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい 形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組につ いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかった です。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		している訳です。大きい地震があった後ですので、小田原市ではどの
日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい 形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組につ いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかった です。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		ように、例えばパンフレット一枚にしても分かりやすいように書くと
形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組について小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		か、広報紙に少しずつ載せていくとか…。真鶴町では秋からやさしい
いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかったです。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		日本語の防災の連載を始めて、「逃げる場所はここ」とか分かりやすい
です。 事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		形で出すことを毎月1ページずつ行っています。そういった取組につ
事務局【内田課長】 防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇		いて小田原では具体的にどのように考えていられるかを聞きたかった
		です。
でありますが、所管でも複数言語でリーフレットを配っておりますし、	事務局【内田課長】	防災に関する外国籍の方への内容について、詳しい話は所管の範疇
		でありますが、所管でも複数言語でリーフレットを配っておりますし、
私どもでも1月末頃から外国籍住民向けのポータルサイトを作成し、		私どもでも1月末頃から外国籍住民向けのポータルサイトを作成し、

	そこに防災の情報も載せてアクセスできるように、もしかしたらリン
	クを貼り防災の所管へ飛び、多言語で読めるような形になるかと思い
	ますが。具体的には生活情報であるとか在留資格のことや国や県の関
	連ページにリンク出来るように、今ポータルサイトを整理していると
	ころです。
吉田委員長	ストービー委員のおっしゃってることは、おそらくその先を行く話
	で、多国籍化が非常に進んでいますので多言語での対応では難しくな
	ってきています。その場合はやさしい日本語で、ある程度実習生の方
	など皆さんが勉強して来られる、やさしい言葉で避難先を示してあげ
	るとか、そういった取組はどうなっているかということですよね。
ストービー委員	そうです。
吉田委員長	多言語については、東日本大震災の時もありましたので神奈川県か
	らも防災マニュアルを多言語で作ってとありましたが、議論している
	間に作ってしまった訳ですが、その先も含めて防災主管課に返答をい
	ただければと思います。
	一つ一つ聞いていくと、担当部局を読んで聞かないと分からないと
	ころが沢山ありますが。今の資料2の説明で、こういう取組があり、
	取組が無いものもあると書いてありますが、それについてご質問等は
	ありますか。
吉田委員長	ちょっと聞きたいのですが、貧困のところで、こども食堂であると
	か、塾に行けないといった学習支援として支援されているところが沢
	山あると思うのですが、そういうのは小田原市の取組としてないので
	しょうか。
事務局【大澤主任】	こども食堂については、青少年課という所管で管理している訳です
	が、以前伺った時に市内で6、7か所あると聞いております。元々、
	こども食堂というのは貧困という切り口に特化して実施している訳で
	はなく、居場所づくりであったり福祉的な部分で対象となるお子さん
	が来られていることがあると思います。所管課としても貧困に直接的
	に関わることではないから載っていないと思います。
瀬戸委員	私のいる地域では、こども食堂を立ち上げて福祉の方で社協と組ん
	で実施している訳ですが、まずは、こどもたちが遊びを知らないとい
	うことで、食事は作ってくれる保護者を募って、そしてその人たちに
	は資格を取っていただき、やらせてもらっています。コロナ禍の時は
	テイクアウトだったのですが、1回に50人くらいが来てくれますし、
	お餅をついた時は70人位来たと思います。
	それで、生活が苦しくて、食事が食べれることで入ってくれる人は、
	1人か2人くらいです。ですが、今まで楽しめなかったことを少しず
	つ小田原市では始めています。

吉田委員長	ありがとうございます。少し、フォーカスが違うということですね。
	その他に具体的なところはともかくとして、疑問に思われた点など
	はございますか。
二見委員	資料2を見た時に、重複している項目が多数ありますが、重複して
	いる項目が各分野で同じ内容となっています。例えば、子どもの人権
	に関する31番では虐待が疑われる患者や支援が必要な患者と書いてあ
	りますが、ここでは児童といった表現が良いのではないかと思います。
	同じ文章が重複していますので、一つ一つの文言を見て書き方を変え
	た方が良いのではないかと思います。
吉田委員長	確かにそうだと思います。その辺りについて事務局で注意を促して
	ください。作り方が雑かと思います。
	他にございますか。
※委員からの意見なし	
告田委員長	よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題(3) 人権施策の推進に係る取組の評価について

	1年年に下の水流が11年につく
吉田委員長	次に、議題(3)「人権施策の推進に係る取組の評価について」事務
	局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	続きまして、議題(3)「人権施策の推進に係る取組の評価について」
	説明させていただきます。
	資料4-1をご覧ください。
	第1回の会議の中で、第2回の会議において評価方法のたたき台を
	お示しする話しをさせていただきました。本日は、評価の流れなどを
	考えてまいりましたので、お伝えします。
	はじめに、人権施策の推進に係る取組を評価する目的ですが、市の
	総合計画に基づく各分野の施策について、取組のさらなる深化や拡大、
	行政組織全体としての推進力の向上を図り、指針の基本目標の達成を
	目指すために実施してまいります。そして、評価を実施することで何
	を目指していきたいかですが、3点記載しました。
	1点目は人権施策を点検・検証する過程を通じて、組織全体に人権
	尊重の考えを根づかせ、組織の人権意識を高めていくことです。
	2点目は、議題(2)でも触れましたが、指針の第3章である基本
	施策と指針の第4章である分野別施策において、本市の取組状況は今
	どのような状態であるのか、客観的に評価されたデータを集めていく
	ものです。
	3点目は、評価されたデータから、総合計画を今後改定するタイミ
	ングなどを捉えて人権の観点を加えた形で事業を深化させていく、拡
	大させていくといった改善に活かしていくものです。

次に、評価の仕組みのイメージですが、2つの要素として、「取組」と「人の心構え」を合わせて、本市としての総合的な評価をしていきたいと考えています。取組だけあっても良くなく、取組を動かしていく人の心構えは非常に大切であり、右の歯車を回していくことで取組の歯車も上手く回っていく、そのようなイメージを表したものです。そして、取組の歯車は指針の第4章に当たる部分として、所管による事務事業を人権推進の観点から状況を評価していくこととします。人の心構えの歯車は指針の第3章に当たる部分として、組織全体としての人権施策の推進力を評価していくこととします。この2つを合わせて全体としての評価を示していこうとするものです。

次に裏面をご覧ください。

評価の流れについてご説明します。資料真ん中よりやや上の位置に 横棒を引き、上段と下段で分けています。

はじめに上段についての評価作業についてですが、左から右に進めていくものですが、事業の実施者である所管で自己評価をしたものを人権主管課でとりまとめ、その内容を本委員会中で確認してもらいます。そして、自己評価に対する修正があれば改め、個別事業としての評価を確定させます。自己評価として出されたものを修正した場合は、その理由を付けて所管へ戻します。ここまでが、個別の取組に対する作業内容です。

そして、次に下段の評価作業に移ります。

下段は、総合的な評価を決定していくためのプロセスを示しています。まず、個別事業の評価を確定した後、人権主管課の作業として、 先ほど資料2及び資料3で示した指針に沿った体系に組み替えて、評価を集計します。そして、分野別施策、基本施策、それぞれの側から評価所見の案を作成していきます。また、参考として、先ほど評価の仕組みとして載せた歯車のイメージ図をここでも載せております。

左側の分野別施策については、女性の人権、子どもの人権など分野別に評価所見の案を記載していくイメージで考えています。右側の基本施策については、人権教育・啓発の推進という大きな柱の中に括弧書きで項目を立てており、その項目のレベルで評価所見の案を作成していきたいと考えています。また、個々の職員で人権に対する心構えも異なっており、そうした個人の意識を探っていく必要があることから、職員意識調査などを実施し、その結果についても加えていく考えです。そして、分野別施策と基本施策の評価を合わせて、総合的な評価を考察していきます。評価結果については、外部へ公表するとともに、内部で施策の見直し等に活かしていく、このような流れで進めていきたいと考えています。

次に資料4-2をご覧ください。

こちらは個別事業の自己評価に係る実施イメージです。

所管で取組ごとに人権推進の観点からの評価をしていただくものですが、図にあるようにAからDまたは×の評点を付けていただきます。感覚的な部分となりますが、それを裏付ける理由を書いてもらいます。理由の記述に当たっては、自己評価の着眼点として5つ設け、その内容を踏まえて、できていること、できていないことを中心に記載してもらうことを考えています。

委員長、副委員長との事前の打ち合わせの中では、評点のところにある、C できていない とD まったくできていない は同じではないか、自己評価をする所管としてもCはかけないのではないかとのことから、評点の分け方については工夫した方が良いとのご意見がございました。

着眼点として考えた内容は、事業の対象者の公平性が担保されているか、事業の対象者が何を求めているのか的確に把握しているか、事業の対象者へ必要な情報を、その対象者が理解できる形で伝えることができているか、事業の対象者が参加しやすい、またはサービスを利用しやすい環境がハード面、ソフト面ともに整っているか、個人情報の管理の徹底や関係法令の遵守など、事業の実施者として人権にかかわる社会的責任を果たしているかの5項目としました。しかしながら、評価を実施する職員によって、評価に大きなバラツキが生じないようにするため、所管に自己評価をお願いする際には、この案からもう少し検討を重ねたいと思います。

そして、個別事業の評価にあたり委員の皆様にお願いしたい事項は、 人権施策推進委員会による確認作業として記載した2点目、所管から の自己評価結果に対する妥当性について確認をお願いするとともに、 評価の修正についての検討をお願いさせていただきたく思っておりま す。

事前の打ち合わせにおいては、委員長から、例えば所管で評価をしてもらう前に、年度当初に取組の目標であるとか、考えを書いてもらう必要があるとのご意見をいただいたところです。また、副委員長からは、市民からの評価も反映できると良いのではないか、職員が努力していること、そういったところが外部へ出ることで、市民の関心にもつながると思う、とのご意見をいただきました。

委員の皆様には、事務局から出された評価結果について、どのような中身であれば妥当性を判断しやすいであるとか、より良い仕組みづくりに向けて忌憚ないご意見を言っていただければ幸いです。

以上で、議題(3)について説明を終わらせていただきます。

	
吉田委員長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
	例えば、自己評価の着眼点などはいろいろな考えがあるかと思いま
	すので。
	先ほども話しに出ましたが唐突に評価の仕方だけ出てもイメージが
	湧かないと思います。通常は、年度目標を立てて、ここに重点を置く
	といったことをした上で、結果があり、評価があると思います。実際
	行ってみて、どこが難しかったとか、そういうコメントが付いて、そ
	れで評価はどうですかと出されたら、市民の方もイメージが湧くので
	はないかと思います。そういった話を事務局としていた訳ですが、そ
	ういう観点でご意見、ご質問等はございますか。
山本委員	委員長からお話があったように、目標があり結果ということで、K
	PIのような数値的なものが、出来る取組と出来ない取組があるとは
	思いますが、そういうものがあるほうが我々としては判断しやすいか
	と思います。
	それから、先ほど事務局から、できていないとまったくできていな
	いという、この4つのレンジを四分の一ずつのパーセンテージに合わ
	せた適切な言葉に変えたほうが良いのではないかと思います。
吉田委員長	ある程度取組はしたが不十分であったとか、そのような形で事業評
	価を書いていたりすることがあるなと思いましたが、他ではどのよう
	に書いているのでしょうか。
瀬戸委員	できていないところに、殆どできていないということを書くのか…。
吉田委員長	できていないということを書くことは、なかなか勇気がいることか
	と思います。ですから、CとDはほとんど一緒だと思います。通常は
	どのように書いていますかね。他のところの書き方を見たほうが良い
	かもしれませんね。
関田委員	例えば、自分の課でやってみた時にABCDと付けたらこうなりま
	したと。理由はこれです、と示すことが良いのではないでしょうか。
	やはり、自分の課で行っている仕事であって、よくできているとい
	う仕事もあれば、これはちょっとということも正直なところあるので
	しょうか。実は、計画したけれども実施出来なかったこともあると思
	うんですよ。未実施ではなくて、やっていませんということも。具体
	的に人権・男女共同参画課の中でありますか。
吉田委員長	大体、私達も同じようなものを付けるのですが、私のところでは、
	Cを取り組んだけれど不十分だったとかにした上で、BかCを付けま
	すよね。Aを書く時はよほど良く出来た時ですよね。それで、Dを書
	くのは何かよほどの事情がある時かなという話を事務局としていたの
	ですが。ですから、よほどBとCが多くあって、その中にAとDがあ

即四壬巳	白头面对对一种上面和小一点上的一点八点和大学上(17)
関田委員	身を切る話で申し訳ないですが、自分の課を厳しく付けたらCでし
	た、Dでしたと付けました、と。これに準じてくださいということは
	どうでしょうか。
事務局【大澤主任】	当然、自己評価を書いていただく上では記載例を作って示すほうが、
	書き方もバラつきがないようにしなければならないとか、そういうこ
	とがございますので、それを示す以上、人権主管課としては厳しい目
	で書かざるを得ないのであろうと思います。そういう目線で書いてい
	かないと、出来ているということばかりがあっても本質的に人権の取
	組がしっかり出来ているのか、全体像が見えてこないことになってし
	まうのではないかと思いますので、身を切る部分は厳しく評価する必
	要があると思っています。
関田委員	全体的に取組がいろいろと載っていて、他の課が他の部署で実施し
	ていることを実際のところはそこまで分かっていないのでしょうか。
事務局【大澤主任】	元々、1つの事業に対して複数の課で連携して取り組んでいるよう
	なところは情報共有などは当然されていますけれど、それぞれの所管
	で、例えば、人権主管課としても各課でこういう取組をしているとい
	うことを理解できていない部分がございますので、分かっていないこ
	とが数としては他の所管でもそれなりにあるのではないでしょうか。
関田委員	これだけしっかりと調べられているので、同じようなことをやって
	いれば、これはどちらかで実施すれば良いのかなと、そういう議論が
	この後出てきますよね。
事務局【大澤主任】	そういう議論の方向にもっていくことが必要だと思っていまして、
	重複をしても良い部分もあるのでしょうが、同じことをして、それに
	対するそれぞれの労力や予算なども伴っていることですので、違う観
	点から進められることがあれば、業務を切り分けるとか、そういう整
	理をつけていくことが今後進めていく中では必要だと思っています。
関田委員	なかなか市役所の仕事のやり方ですと、そこが難しいというか、厳
	しいと思いますし、少しでも成果として、整理した結果、この予算が
	増えたのでこちらを充実して実施することが出来ますとか、そういう
	ことになればやった効果が表れると思います。
吉田委員長	他にはございますか。
一條委員	やはり人事評価と類似してくることがあるかと思うのですが、中間
	的なところでどれだけ進んでいるのか、それについては今後求めたり
	するのを考えていかれるのでしょうか。
吉田委員長	私どもでも中間報告のような簡単なもので求められたりしますが、
	進行状況を確認したほうが良いのではないかということですが。あま
	り業務が増えてしまっても困るわけですが。
山本委員	一條委員がおっしゃったように、年度末に締めて評価をすると来年
L	

	度どうするかということは間に合わないというのがありますので。
吉田委員長	そうですよね。
山本委員	そこまでハードにする必要はないでしょうが、中間報告を行ったほ
	うが、各部署ではそこまでの量にはならないと思いますので。このよ
	うな形で進んでいるので、来年度実施するのかしないのか、増やすの
	か減らすのかということについて年度を締めてからというのは…。
吉田委員長	新年度の予算調整は11月、12月くらいですか。
事務局【大澤主任】	とりまとめの予算の流れで申し上げますと、夏前あたりで概算予算
	の動きがございます。前段でおおよその動きを掴んでおかないと財政
	的に見通しが立つのがどうかということもありますので。そういった
	流れがあった上で、秋頃に本予算という形で、各所管で要求書等を作
	成した上で、そこから予算編成作業が本格的に進んでまいります。そ
	れで、このくらいの時期には来年度予算が最終的に固まって、議会へ
	提出するという流れとなっています。
吉田委員長	そうなると、9月、10月くらいの話ということでしょうか。遅くて
	も8月くらいには中間の何かがないと、翌年度の予算に反映するとい
	うことが難しいということでしょうか。
事務局【大澤主任】	来年度の予算に照準を合わせた形だけで見るとそうなりますね。
吉田委員長	検討をというか、我々が決めることではないのですが。中間報告の
	原案を検討していただけますか。どのタイミングかは分かりませんが。
	その他のご意見も伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局【大澤主任】 	評価の流れのイメージをご説明させてもらいましたが、今事務局で
	考えているのは、単年度の予算の動きに合わせて毎年カスタマイズし
	ていこうということではなくて、総合計画実行計画が3年周期で実行
	されている中で、その改定作業というのも計画がスタートする前年度
	からどういう施策を立てていきましょうと進めていく流れでございま
	す。その流れの中にのせていきたいという考えでありまして、3年ス
	パンで中間報告も考えながら次の総合計画実行計画に、この人権施策
	推進委員会としての評価結果を反映させていきたい、次の実行計画に
	必要な施策として結び付けていきたい、そのように進めていきたいというのが事務局の考えです。
	ただ、そうなると、数年かかるわけですよね。何かが発見されても。
口凹女貝区 	直さなければということが出てきても、大学だと4年で1クールなの
	ですが、即座に次年度から直すということが想定されていないという
	ことですね。そういうこともあっていいのではないですか。出来るこ
	とであれば、やればいいと思いますが。
	そうすると、この評価というのは3年に1度しか行わないというこ
	とでしょうか。年度ではやらないのでしょうか。

関田委員	人事の考え方ですと、評定が何年続いたら昇格とか降格であるとか、
	そういう感覚ですよね。頑張れる時もあればそうでない時もある。
吉田委員長	無理な目標であったり、条件設定としてこれでは駄目だと分かるこ
	とがあって、その場合は次年度から目標を変えたりしないと上手くい
	かないですよね。ですから、3年に1回ですと、10年くらい経たない
	と良くならないということになってしまいますので、毎年…あまり書
	き方を難しくしないことですよね。毎年やるというほうが良いのでは
	ないかと思いますが、今おっしゃったように数年出来ませんという事
	が続いたら、それはさすがにその事業は出来ないということが分かり
	ますよね。ですから、そのようなイメージのほうが良いのではないか
	と思います。それで、中間報告をするとしたら軽いものを8月くらい
	の時期に回して、出来るのか、出来ないのか、そういった感覚なのか
	なと思いますけれど。
	他にございますか。時間が足らなかった場合に記載してもらうシー
	トもついております。時間が押してきていますので、即座に出ないよ
	うでしたらシートに書いていただいて提出していただくということで
	お願いします。
	それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題 (4) その他

吉田委員長	次に、議題(4)その他 ということで、委員の皆様からここまで
	のことで何か発言したいかたはおられますか。
※委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいですか。それでは、事務局からは何かご連絡はありますか。
事務局【大澤主任】	特段ございません。後で気が付かれた事などがございましたら提案
	シートへ記入していただければと思います。
吉田委員長	日程について何か目処は決まっていますか。
事務局【大澤主任】	次回の日程は、3月中旬から下旬を考えています。事務局から日程
	調整を照会させていただきます。出来る限り、今年度中に開催ができ
	ればと考えています。
吉田委員長	それではまた日程調整が事務局からあると思いますので、よろしく
	お願いします。
	これで、本日の議事は終了とさせていただきます。円滑な議事進行
	にご協力をいただきありがとうございました。